

福みえ 社え

伝える
つながる
ひびきあう

2
2021 February
No.358



「令和元年度 三重県障がい者芸術文化祭」に出品された
素敵な作品のお写真をいただきました。

もくじ

- 特集：相談支援包括化推進員等養成事業のご紹介…………… 2
- 連載：新ウェルビーイングみえプラン…………… 5
- 連載：社会福祉施設の新たな取り組み…………… 6
- 寄付のお礼…………… 8



ふれあいネットワーク

特集

相談支援包括化推進員等養成事業のご紹介

本年度、三重県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では三重県からの委託を受け、市町が包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保できるよう、複合的な課題を抱える相談者等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言を行う相談支援包括化推進員等の養成を行っています。

今回の特集では、その事業内容についてご紹介します。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築

我が国では、高齢化や人口減少が進み、生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。

また、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、様々な分野の課題が絡み合って複雑化・複合化した支援ニーズへの対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

そのような中、国では、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティ、地域や社会を創っていく、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。

市町村においては、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、これまでの分野ごとの縦割りではない包括的支援体制の構築が進められています。

令和2年6月の社会福祉法の改正では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業（令和3年4月施行）」が創設されました。

図1

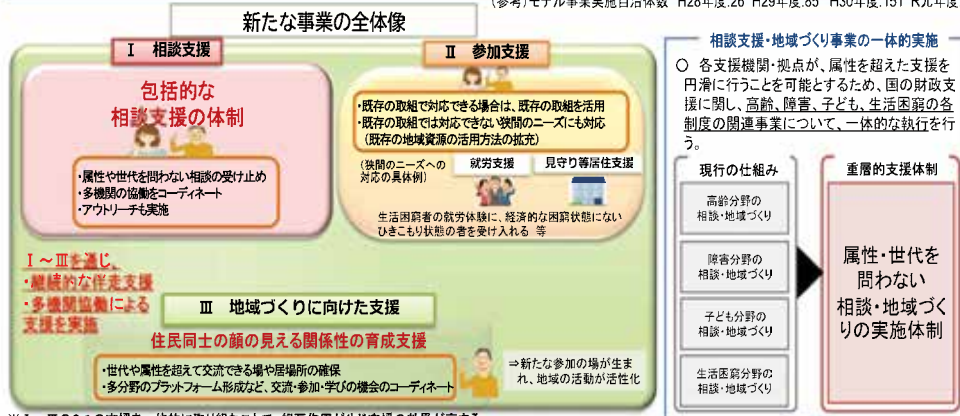
1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。
 ※一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(こみ屋敷など)。
 ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
 ○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I相談支援、II参加支援、III地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

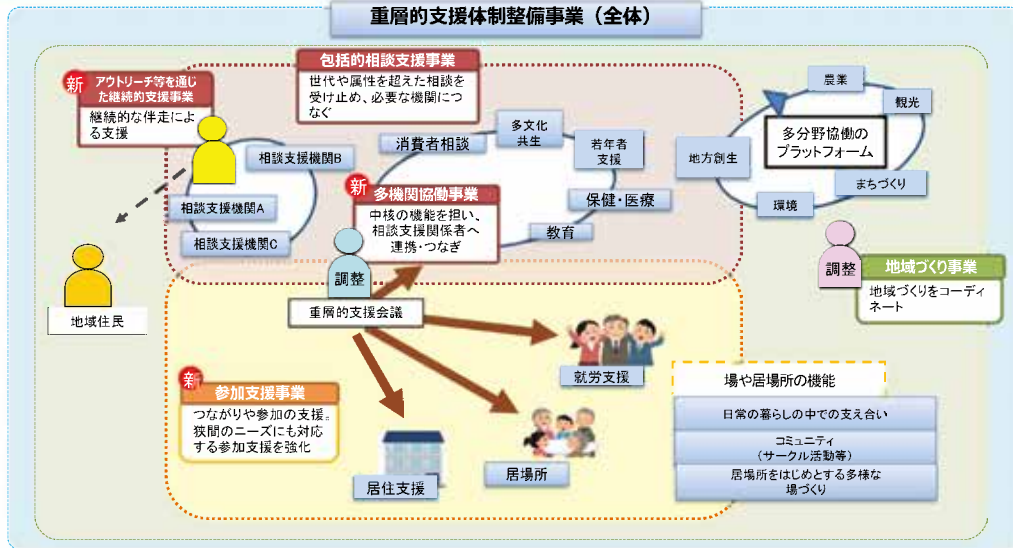
(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の中には、**アウトリーチ等**を通じて**継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



(出典：厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000652457.pdf>)

三重県では、地域共生社会の実現のため、令和元年度に「三重県地域福祉支援計画」を策定されました。同計画では、包括的な支援体制の構築を目指し、「みんな広く包み込む地域社会三重」を基本理念とし、推進項目の1つに「地域における支え合い体制（包括的な支援体制の構築）」が位置付けられています。また、施策方向に「市町における包括的な支援体制づくりの支援」を掲げ、市町における相談・支援機関間の連携を深めるための取組を進めるとともに、複雑化・複合化する課題に対して適切な支援体制が構築できるよう、市町の支援体制を広域的・専門的な観点から適切に支援すること、重層的な支援体制の構築を図っています。

その取組の1つである「相談支援包括化推進員の養成」を進めるにあたり、県社協が把握する県内の地域福祉等についての実情やニーズに関する知識や、人材育成に資するための研修実施経験等を活用できるという観点から、「相談支援包括化推進員等養成事業」を受託するに至りました。

相談支援包括化推進等養成事業では、行政職員及び社協職員を対象とした地域別会議、コミュニティソーシャルワーカースキルアップ研修、地域福祉実践力向上研修、相談支援包括化推進等指導者研修を行うこととされています。

表 1

| 地域 | 第1回 | 第2回 |
|--------|-----------|------------|
| 北勢地域 | 令和2年9月29日 | 令和2年12月1日 |
| 三河鈴鹿地域 | 令和2年8月21日 | 調整中 |
| 津・伊賀地域 | 令和2年8月5日 | 令和2年11月16日 |
| 松阪多気地域 | 令和2年7月29日 | 令和2年11月25日 |
| 南勢志摩地域 | 令和2年8月3日 | 令和2年12月2日 |
| 東紀州地域 | 令和2年8月26日 | 令和2年11月26日 |

相談支援包括化推進員とは

複合的な課題を抱える相談者等を支援する役割として、①相談者等が抱える課題の把握、②プランの作成、③相談支援機関等との連絡調整、④相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言を行うこととされています。

〔多機関の協働による包括的相談支援体制に関する実践事例集〕『我が事・丸ごと』の地域づくりにむけて』（全社協、平成29年3月）

地域別会議の開催

表1のとおり、県内6圏域別に会議を開催し、地域特有の課題や個別に設定する課題についてのアプローチ方法、地域に不足するサービス、社会資源の創出の検討方策等について意見交換を行いました。

研修会の開催

研修会の開催にあたっては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Zoomを活用したオンライン開催を主としました。オンライン参加の環境が整わない場合でも研修に参加できるよう、三重県社会福祉会館での受講も可能とし、多くの行政および社協の職員に参加いただくことができました。また、オンラインで開催した研修については、講師の許可を得て研修のレコーディングを行い、参加いただくことができなかつた職員に向けて、後日Zoomの画面共有機能を活用し、再放送を行いました。

① コミュニティソーシャルワーカースキルアップ研修の開催

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号 令和3年4

月施行）」を踏まえ、実施される重層的支援体制整備事業について理解を深めるための研修を2回開催しました。第1回は、日本福祉大学副学長 原田正樹先生に「地域共生社会に向けた包括的支援と重層的支援体制整備事業の意義」について講演

いただき、第2回では、厚生労働省社会・援護局地域福祉課の課長補佐 石井氏および地域共生支援調整係 大和氏に

重層的支援体制整備事業にかかる事業説明をしていただきました。行政・市町村協から、両回併せて200名を超える参加があり、重層的支援体制整備事業への関心の高さが伺えました。



研修会の様子：三重県社会福祉会館での受講者

② 地域福祉実践力向上研修の開催

地域別会議におけるヒアリングや研修会でのアンケート結果等から選定した具体的なテーマを設定し、地域での実践力向上を目指す研修会を表2のとおり開催しています。

③ 相談支援包括化推進員等指導者研修の開催

相談支援業務従事者に指導・助言する市町職員を対象として、意見交換会を実施します。

おわりに

これまで社協は、各種相談支援事業を通じて「どこに相談したらよいかわからない」というような相談を受け止め、必要な支援につながるとともに、地域住民や関係機関・団体等との連携・協働によつ

て社会資源の開発や地域づくりを進めてきました。今回の社会福祉法の改正を制度の縦割りを克服し、地域住民を主体とした地域福祉を推進する好機と受け止め、包括的な支援体制の構築に向けて市町行政と協議しながら地域の状況を把握して、今ある資源、専門性、これまでに取り組んだ実践を活かすことが期待されます。県社協として、引き続き幅広い知識や実践的なスキルを学ぶ機会を設けて、市町村協職員の資質向上の支援に取り組みます。

表2

| | 内容・テーマ | 講師等 |
|-----|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | ひきこもりの実態把握と支援力向上 (オンライン開催) | 特定非営利活動法人KHJ 全国ひきこもり家族会連合会 本部事務局所属 ソーシャルワーカー 深谷 守貞 氏 |
| 第2回 | ①多機関協働による外国人住民支援 ②外国人住民への理解と支援方法 (オンライン開催) | ①伊賀市社会福祉協議会 中部圏域課 吉田 文江 氏 ②特定非営利活動法人 伊賀の伝丸 代表理事 和田 京子 氏 |
| 第3回 | 精神障がい者の理解と地域共生社会について (オンライン開催) | 社会福祉法人名張育成会 レインボークラブ 所長 多原 智子 氏 |
| 第4回 | 多機関協働による包括的相談支援体制実践報告 (オンライン開催) | 登壇者 ●桑名市福祉総務課 福祉企画係長 郡 厚 氏 ●桑名市社会福祉協議会 地域福祉課 森山 貴行 氏 ●亀山市健康福祉部地域福祉課 福祉総務G 西川 智博 氏 ●亀山市社会福祉協議会 法人経営担当主幹 兼 総務係長兼地域福祉係長 鎌田 聡 氏 ●亀山市社会福祉協議会 地域福祉係 小林 英里奈 氏 コーディネーター ●関西学院大学 名誉教授 牧里 毎治 氏 |
| 第5回 | 相談支援従事者の感情制御について | 公認心理師・臨床心理士・社会福祉士 西川 絹恵 氏 |
| 第6回 | 刑務所出所者等への支援 (オンライン開催) | 三重県定着支援センター職員 |

Hello!

新ウェルビーイングみえプラン

連載
第6回

このページでは、昨年3月に完成した新ウェルビーイングみえプランの各推進項目を紹介します。

基本目標 ② 「持続可能な社会福祉の仕組みづくり」 推進項目 ③ 「質の高い福祉サービスに向けた支援」

社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価やその他の措置を講ずることにより、利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなくてはなりません。また、提供するサービスから生じた苦情について、適切な対応を行うことは社会福祉事業の経営者として重要な責務となっています。

本会では、質の高い福祉サービスが提供されるよう、その基盤となる経営支援の強化に取り組むとともに、福祉施設・事業所における苦情対応力向上や第三者委員の設置等、福祉サービスにかかる苦情に適切に対応できる体制整備の支援に取り組めます。

実施計画概要

社会福祉事業の経営支援の強化

- 県経営協の事務局を担い、質の高いサービスが提供されるよう、制度改正や法人運営などに関する時宜に応じた研修を開催し、各法人の経営を支援します。

福祉サービスに係る苦情解決体制の整備

- 福祉サービス利用者等からの苦情を受け、相談・助言・調査・斡旋などを通じて、中立・第三者の立場から解決に向けた支援を実施します。
- 福祉サービスにかかる苦情に適切に対応できるよう、福祉施設・事業所における苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員の設置を促進するなど、苦情解決体制整備を促進します。
- 福祉サービス利用者の処遇に不当な行為が行なわれている恐れがあると認められるときは、県知事に通知するなど迅速かつ適切な対応を強化します。

福祉サービスの評価活動の推進

- 評価事業調査員に対し、評価業務を継続的に実施するために必要となる知識等の取得や資質の向上を図るとともに、専門性の高い評価事業調査員の確保を図ります。
- 事務局体制の整備を図ることにより、評価機関としての機能を強化します。

活動方針の視点でとらえる方向性

| 活動方針 | 方向性 |
|--------------|---------------------------------------------------|
| ① 共に考え、高め合う | 評価活動にあたっては受審者の意見を傾聴し、福祉サービスの向上のための工夫、改善などを働きかけます。 |
| ② 実行し、創る | 福祉サービスの質の向上に向け、福祉施設・事業所とともに新たな取組内容を検討・協議します。 |
| ③ 揺るがず、でも柔軟に | 福祉サービスの利用者の目線に立ちつつも、福祉施設・事業所の実情とニーズに柔軟に対応します。 |

※活動方針については、2020年4・5月号7頁にて紹介しています。

社会福祉施設の新たな取り組み

今回は、生活介護・就労継続支援B型事業所「ありんこ」が関わる取り組みについて、サービスマン責任者 石丸さんと明和町社協地域福祉係長 山田さんにお話を伺いました。

取り組みのきっかけ

2020年5月、コロナ禍で活動ができなくなっていた「つどい子ども食堂」の方から「地域の子どもを支えたい、私たちにできることはないか」と明和町社協に相談が寄せられました。明和町社協でも生活福祉資金特例貸付の相談が増える中で、子育て世帯の方への継続的な関わりが必要と感じられていました。

一方、「ありんこ」が行っている「ありんこcafé茶々」も営業自粛で利用者の活躍の機会が失われていました。地域福祉係から「ありんこ」に相談があった時、今こそ地域へ恩返しをする時と、すぐに協力して活動を開始することにしました。

OBEINTO PROJECT

2020年6月に開始した「OBEINTO PROJECT」は、生活にお困りの18歳未満のお子さんがある世帯に週2回、手作り弁当を無償提供する活動です。コロナ禍が長期化し社会情勢が一層厳しくなる中、さらに活動の必要性が高まり、動きながら仕組みを整えていきました。

6者によるパートナーシップ協定を結び、協定団体・機関で役割を分担し、地域住民や企業・関係機関の協力を得て、継続できる仕組みをつくりました(図1)。また、「赤い羽根共同募金」の助成や、クラウドファンディングなどの寄付金で当面の活動費を確保されました。

「お弁当を連携ツールとすることで、今まで子ども食堂に来られなかった潜在的に困られていた世帯などにも関わられるようになりました。また、何かあれば協力していただける住民が非常に多いことを実感しています」と山田さんは話されます。

今後について

現在は、「ありんこ」のお弁当の製造上限にまで達している状況です。最初は地域貢献として始めましたが、活動継続の仕組みを作ることでも工賃アップを実現し、利用者のやりがいにもつながっています。

今後、「ありんこ」では子育て世代のお母さん向けの惣菜販売も検討されています。障がい者の方が仕事を通じて地域の方を支える側になればと考えられています。お互いに支え、支えられる地域の実現に向けて構想は膨らんでいます。

「OBEINTO PROJECT」についても、まだ課題は多くありますが、つくりあげた支援の輪で解決しながら、さらなる拡がりをみせることが期待されます。



図1 OBEINTO PROJECT の概要



社会福祉法人明和町社会福祉協議会
生活介護・就労継続支援B型事業所
ありんこ

(多気郡明和町馬之上917-1)

1977年4月に法人認可。
地域福祉の推進を図る各種事業
を実施している。

「ありんこ」は、2005年4
月に障害者通所授産施設として
開所後、2012年4月から生
活介護・就労継続支援B型事業
所として事業を実施している。

令和2年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険)

1 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

| ▶保険金額 | | 基本補償(A型) | 見舞費用付補償(B型) |
|------------|-------------------------|-----------|--------------------------------------|
| 賠償事故に対応 | 身体賠償(1名・1事故) | 2億円・10億円 | 2億円・10億円 |
| | 財物賠償(1事故) | 2,000万円 | 2,000万円 |
| | 受託・管理財物賠償(期間中) | 200万円 | 200万円 |
| | うち現金支払限度額(期間中) | 20万円 | 20万円 |
| | 人格権侵害(期間中) | 1,000万円 | 1,000万円 |
| | 身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中) | 1,000万円 | 1,000万円 |
| | 徘徊時賠償(期間中) | 2,000万円 | 2,000万円 |
| お見舞い等の各種費用 | 事故対応特別費用(期間中) | 500万円 | 500万円 |
| | 被害者対応費用(1名につき) | 1事故10万円限度 | 1事故10万円限度 |
| 傷害見舞費用 | | | 死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円 |

| ▶年額保険料(掛金) | |
|-------------|----------------|
| 定員 | 基本補償(A型) |
| 1~50名 | 35,000~61,460円 |
| 51~100名 | 68,270~97,000円 |
| 以降1名~10名増ごと | 1,500円 |

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】
定員1名あたり
入所: 1,300円
通所: 1,390円

- 2 個人情報漏えい対応補償 3 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護士の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- 1 入所型施設利用者の傷害事故補償 3 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-1、2の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償
- 2 通所型施設利用者の傷害事故補償



プラン3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- 1 施設職員の労災上乗せ補償 3 施設職員の感染症罹患事故補償
● オプション: 使用者賠償責任補償 4 雇用慣行賠償補償 NEW
- 2 施設職員の傷害事故補償



プラン4 社会福祉法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

保険期間1年

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

| ▶保険金額 | Aタイプ | Bタイプ | Cタイプ |
|---------|---------|------|------|
| 1事故・期間中 | 5,000万円 | 1億円 | 3億円 |

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
〈保険会社〉 TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)
損害ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)



たくさんのご寄付をいただきありがとうございます!

10月1日から実施しています共同募金運動に対しまして、多くの寄付をいただきました。募金運動は期間拡大期の3月末まで実施しますので、引き続き、皆様のご支援をお願いします。

また、12月にはNHK津放送局にNHK等歳末たすけあい義援金の受付窓口を開設しました。新型コロナウイルスの影響が心配されましたが、昨年度を上回る寄付が寄せられました。たくさんのご協力ありがとうございました。

生活協同組合コープみえ様ありがとうございます

12月4日(金)、生活協同組合コープみえ様より募金をいただきました。

例年、コープみえ様には、募金のご協力をいただいておりますが、本年度は県内の各市町に各100,000円、合計2,900,000円の寄付をお預かりしました。

さらに、新たな取り組みとして、組合員の皆さまに募金を呼びかけていただき、362,520円の寄付をいただきました。

寄せられた寄付は、県内市町の地域福祉活動に活用されます。
募金活動にご協力いただき、ありがとうございました。



生徒の皆さんありがとうございます

NHK等歳末たすけあい運動初日の12月1日(火)、セントヨゼフ女子学園高等学校の生徒の皆さまが、NHK津放送局を訪れ、校内で集めた募金を届けていただきました。

本年は新型コロナウイルスの影響で、街頭募金は実施することができませんでしたが、NHK等歳末たすけあい運動にご協力いただき、ありがとうございました。



発行人/井村 正勝

編集人/松本 利治・広報委員会

発行所/社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

TEL: 059-227-5145 FAX: 059-227-6618

URL: <https://www.miewel-1.com/> E-mail: info@miewel.or.jp

編集協力/株式会社アイリック